

2024年12月5日

お客様各位

イーキューワールドワイド株式会社

Europe Emission Surcharge(EES)導入のご案内

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別の御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、EUが2025年1月から新たに施行する環境規制 FuelEU Maritime に関連して、下記概要にて Europe Emission Surcharge (EES)が導入されることとなりましたのでご案内致します。

尚、EES 料率に関しましては今後のマーケット状況により変動致します。

こちらの新チャージにはこれまでの EU-ETS Surcharge (ETS)と FuelEU Maritime にて発生するコストが内包されることとなりますので、EES の課徴開始に合わせて、これまでの ETS は撤廃となります。

お客様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜れますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【名称】	Europe Emission Surcharge (EES)
【適用航路】	日本発欧州・地中海向けダイレクト混載 (UK 向けも含む)
【対象貨物】	すべての輸出 LCL 貨物 (FCL は起用船会社の料率に準じます)
【料率】	USD 3.00/RT
【適用開始日】	2025年1月1日(水) 日本出港本船より適用(オリジナル出港日)

以上